

別記(一)

要求書

- 一、解雇手當 金八千円也 内譯 小菅近信 五千円
小菅貞三郎 三千円
 - 一、立替金 金七千九百四十八円四十三銭 内譯 小菅近信 五〇六三円七九銭
小菅貞三郎 二八八四円六四銭
 - 一、経費 金六百三十円也
 - 一、店員争議中ノ月給支給
 - 一、争議費用金五千円
 - 一、國民生活防衛同盟加盟ノ自由ヲ認メヨ
- 右要求ス

昭和九年五月十八日

國民生活防衛同盟東京日新聞争議団

東京日新聞社長岡 実殿

別記(二)

陳謝状

過般解雇されたる際は不心得なる行動に出で全く申譯無之ニ水
 皆私等の不明ヲ致すところにして誠に兄弟連署の上陳謝仕候
 向後ハ貴社ノ信用を傷けるか如き事は絶対致さべしことと誓約
 申上候

昭和九年六月十六日

小菅近信

小菅貞三郎

東京日新聞社印中